

奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団条例第6号

奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例の一部を改正する条例

奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例（令和7年2月条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「第1項」の次に「又は第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「指定給水装置工事事業者」の次に「（前項に規定する場合における同項に規定する指定を受けた者を含む。次条第3項及び第34条第2項において同じ。）」を加え、「前項本文」を「第1項本文又は前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 災害その他非常の場合において、企業長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該他の市町村長又は当該他の市町村長が指定した者に施行させることができる。

第32条第1項の表中「第6条第2項」を「第6条第3項」に改める。

第37条第2号中「第1項」の次に「又は第2項」を加え、同条第3号中「第6条第2項」を「第6条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。